○内閣府告示第百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第二百九十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　栗原市

三　構造改革特別区域の名称　高清水かつらっこ特区

四　構造改革特別区域の範囲　栗原市の区域の一部（旧高清水町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第二十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　栗原市

三　構造改革特別区域の名称　自然まるごと共生特区

四　構造改革特別区域の範囲　栗原市の区域の一部（旧花山村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　登米市

三　構造改革特別区域の名称　豊里小中一貫教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　登米市の区域の一部（登米市豊里町の全域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構

造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業（八一九）

○内閣府告示第百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　秩父市

三　構造改革特別区域の名称　秩父市幼児教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　秩父市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　秩父市

三　構造改革特別区域の名称　秩父市障害者地域ケア特区

四　構造改革特別区域の範囲　秩父市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百八十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　秩父市

三　構造改革特別区域の名称　秩父市臨時職員の任用期間の延長による保育の充実特区

四　構造改革特別区域の範囲　秩父市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

○内閣府告示第百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年一月三十一日内閣府告示第三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　上越市及び十日町市

三　構造改革特別区域の名称　越後里山活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　十日町市の全域及び上越市の区域の一部（旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村の全域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）、農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業（一〇〇五）、農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）及び地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業（一二一五）

○内閣府告示第百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百九十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長岡市

三　構造改革特別区域の名称　やまこし農地利用特区

四　構造改革特別区域の範囲　長岡市の区域の一部（旧山古志村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地

方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十一月十七日内閣府告示第二百七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　富山県、富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市及び南砺市並びに富山県中新川郡立山町及び射水郡小杉町

三　構造改革特別区域の名称　富山型デイサービス推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市及び南砺市並びに富山県中新川郡立山町及び射水郡小杉町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　富山市

三　構造改革特別区域の名称　越中八尾スロータウン特区

四　構造改革特別区域の範囲　富山市の区域の一部（黒瀬谷、卯花、室牧、野積、仁歩及び大長谷地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。）　農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百五十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐久市

三　構造改革特別区域の名称　コスモス街道ふるさと農園特区

四　構造改革特別区域の範囲　佐久市の区域の一部（旧内山村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第五十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　中野市

三　構造改革特別区域の名称　信州中野ふるさと交流特区

四　構造改革特別区域の範囲　中野市の区域の一部（旧中野市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　農

家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百九十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐久市

三　構造改革特別区域の名称　浅科故郷づくり特区

四　構造改革特別区域の範囲　佐久市の区域の一部（旧浅科村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県及び松本市

三　構造改革特別区域の名称　松本市梓川地域活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　松本市の区域の一部（合併前の梓川村の全域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地

方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　磐田市

三　構造改革特別区域の名称　「歴史と文化のまち、ふるさと先生制度」特区

四　構造改革特別区域の範囲　磐田市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百四十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　沼津市

三　構造改革特別区域の名称　戸田幼保教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　沼津市の区域の一部（旧戸田村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　幼

稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）

○内閣府告示第百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百四十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　豊田市

三　構造改革特別区域の名称　障がい児ｈｕｇ（はぐ）くみ給食特区

四　構造改革特別区域の範囲　豊田市の区域の一部（旧小原村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　障害児施設における調理業務の外部委託事業（九〇九（九一七））

○内閣府告示第百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県、相生市、龍野市、赤穂市及び宍粟市並びに兵庫県揖保郡新宮町、揖保川町、御津町及び太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、上月町、南光町及び三日月町並びに宍粟郡安富町

三　構造改革特別区域の名称　西播磨「水と緑の郷」特区

四　構造改革特別区域の範囲　相生市、龍野市、赤穂市及び宍粟市並びに兵庫県揖保郡新宮町、揖保川町、

御津町及び太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、上月町、南光町及び三日月町並びに宍粟郡安富町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）、国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一三〇一及び一三〇二）及び有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

○内閣府告示第百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第百七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県及び豊岡市並びに兵庫県美方郡香美町、浜坂町及び温泉町

三　構造改革特別区域の名称　グリーンツーリズム特区

四　構造改革特別区域の範囲　豊岡市並びに兵庫県美方郡香美町、浜坂町及び温泉町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　農

家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）
及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第六十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県美方郡香美町

三　構造改革特別区域の名称　香美町障害者福祉サービス特区

四　構造改革特別区域の範囲　兵庫県美方郡香美町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県及び淡路市

三　構造改革特別区域の名称　自然産業特区

四　構造改革特別区域の範囲　淡路市の区域の一部（淡路島北部丘陵地域の開発農地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三次市

三　構造改革特別区域の名称　教育都市みよし特区

四　構造改革特別区域の範囲　三次市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　竹田市

三　構造改革特別区域の名称　竹田名水どぶろく特区

四　構造改革特別区域の範囲　竹田市の区域の一部（旧竹田市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年四月十日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　四万十市

三　構造改革特別区域の名称　四万十グリーンツーリズム特区

四　構造改革特別区域の範囲　四万十市の区域の一部（旧西土佐村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及び特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年四月二十日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県

三　構造改革特別区域の名称　京葉臨海コンビナート活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　市原市及び袖ヶ浦市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業（九一一―一）、高圧ガス設備の開放検査期

間変更事業（一一一九）及び石油コンビナート事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業（一一二八）